

## その他. 一般社団法人への移行

平成 20(2008)年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連法案は、公益法人の中に存在する公益性の薄れた団体を改善し、国民による非営利活動の発展を推進するために抜本的な改革を行うことを目的としており、既存の社団法人・財団法人は平成 25(2013)年 11 月末までに新法人へ移行することが求められている。

公益法人制度改革関連法案の施行に伴い、当協会は、平成 22(2010)年 6 月に宮原会長(当時)を委員長とする「新公益法人制度対応検討委員会」を設置するとともに、同年 10 月 27 日に第 1 回委員会を開催し、「一般社団法人に移行し、新法人の機関は現行の組織を踏襲する」との方針を固め、翌 11 月に開催された定例理事会での承認を得て、平成 24(2012)年 4 月 1 日の移行登記を前提として準備を開始した。

新法人への移行には、組織形態等の見直し、定款の変更、公益目的支出計画の作成が必要のため、上記委員会の下にワーキンググループを設置し検討を進めた。

組織形態等の見直しについては、「常任理事」は理事の権限を侵す恐れがあるとして「常任委員」に、「評議員」についても一般・公益財団法人の必置の機関と同じ名称であり、別名称への変更が望ましいとの指摘が内閣府公益認定等委員会事務局よりあったことから「審議員」にそれぞれ名称が変更となった。また、理事会を設置する一般社団法人では、法的に法人の代表権を有する代表理事を置く必要があるため、「会長、会長会社以外の大手 2 社の副会長、常勤副会長、理事長」を「代表理事」とすること、また、「常務理事」を理事会の意思決定に基づき業務を執行する「業務執行理事」とすることが平成 23(2011)年 6 月 15 日開催の臨時理事会において承認および選任された。

定款の大きな変更点については、非船舶所有者・賃借人・運航業者も入会可能となるよう措置するとともに、正会員以外の者で、日本国籍を有し、当協会の目的に賛同し、かつ事業に協力しようとする者にも「賛助会員」として入会できる規定を設けた。

また、移行認可を申請する法人は、移行時点の公益目的財産額に相当する金額を公益の目的の為に消費していく計画(公益目的支出計画)を作成する必要があるため、平成 23(2011)年 3 月の定例理事会において当時の事業すべてを公益目的事業として同計画を作成することについて承認を得た。その後、同年 9 月の定例理事会にて公益目的支出計画等一般社団法人への移行認可申請に必要な書類を決議し、10 月 11 日に内閣府公益認定等委員会に移行認可申請を行った。同委員会における審議の結果、平成 24(2012)年 2 月 23 日に当協会の申請が承認され、3 月 21 日に内閣総理大臣より認可書が交付された。(【資料その他】)

これを受け、当協会は、平成 24 年 4 月 1 日に移行登記を行い、社団法人から一般社団法人に移行した。